（企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官）

第四十条　学生支援課に、企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、学生支援課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

3・4　［略］

（企画官、国際企画専門官及び国際連携推進専門官）

第四十一条の二　高等教育局に、企画官、国際企画専門官及び国際連携推進専門官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

3　国際企画専門官は、大学及び高等専門学校における教育の振興に係る国際文化交流の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

4　国際連携推進専門官は、大学及び高等専門学校における教育の振興に係る海外の大学等との連携の推進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（企画調整室並びにスポーツ広報戦略専門官、武道推進調査官、教科調査官及びスポーツ振興投票専門官）

第七十三条　［略］

2・3　［略］

4　企画調整室に、室長並びにスポーツ動向調査官、スポーツ研究成果活用推進専門官及び障害児体育指導専門官それぞれ一人を置く。

5・6　［略］

7　障害児体育指導専門官は、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する学校における体育（学校の教育課程として行われるものに限る。）に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

8～11　［略］

第八十条　企画調整課に、企画官、感染症対策専門官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館運営推進調査官それぞれ一人を置く。

2～5　［略］

6　国立アイヌ民族博物館運営推進調査官は、国立アイヌ民族博物館の運営に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官）

第四十条　学生・留学生課に、企画官二人並びに育英奨学専門官及び就職指導専門官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、学生・留学生課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

3・4　［同上］

［条を加える。］

（企画調整室並びにスポーツ広報戦略専門官、武道推進調査官、教科調査官及びスポーツ振興投票専門官）

第七十三条　［同上］

2・3　［同上］

4　企画調整室に、室長並びにスポーツ動向調査官及びスポーツ研究成果活用推進専門官それぞれ一人を置く。

5・6　［同上］

［項を加える。］

7～10　［同上］

第八十条　企画調整課に、企画官、感染症対策専門官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館設立推進調査官それぞれ一人を置く。

2～5　［同上］

6　国立アイヌ民族博物館設立推進調査官は、国立アイヌ民族博物館の設置に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。